



# 未来を先導する慶應義塾へ！

－「慶應義塾教育充実資金」へのご支援のお願い－

慶應義塾は、いかなる状況においても学びを止めることなく、時代の変化に対応した理想の教育を追求します。常に世界に目を向け、未来の先導者として活躍できる人材育成をこれからも目指してまいります。

慶應義塾は、AI（人工知能）、量子コンピュータ、サイバーセキュリティなど先進的な研究活動の成果を教育にも還元し、常に独自性に富んだ学問を切り拓いてまいりました。また、オンラインを活用した国際交流を含めて、学生が世界に踏み出し国際的視野を身につけるための取り組みも積極的に進めてまいりました。「慶應義塾教育充実資金」へのご寄付は、こうした先端教育への取り組みをさらに加速させるため、教育の重点事業に幅広く活用させていただきます。

未来の先導者としてグローバルに活躍できる人材育成のため、「慶應義塾教育充実資金」へのご賛同とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 活用内容の例

### ○ 総合大学の強みを生かした特色あるプログラムの創出

- ・文理融合型プログラム、分野横断型プログラム、学部連携型プログラム（医工薬、医看薬など）
- ・国際的かつ学際的な人材輩出を目指した英語（またはその他の外国語）による授業（Global Interdisciplinary Courses (GIC)）

### ○ 国際化を推進するプログラムや授業の拡大

- ・各学部・研究科による多彩な国際プログラム（海外トップ大学への派遣留学制度、英語で学位が取れるプログラム、ダブルディグリープログラムなど）
- ・オンラインを活用した海外大学との教育・研究の実施
- ・各一貫教育校主催の国際交流プログラム

### ○ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ・対面とオンライン併用のハイフレックス型授業を可能とする教育環境の充実
- ・LMS（学習管理システム：Learning Management System）の高度化
- ・高度な自主学習を可能にする電子ジャーナルの提供

### ○ 「誰も取り残されないキャンパス」の実現のための環境整備

- ・年齢、性別、国籍、障害、LGBT、文化、人種、信条、ライフスタイルなどに配慮した一貫教育校から大学・大学院までの全塾的な取り組み
- ・人道的観点から支援を必要とする学生が学びを継続できるためのサポート



慶應義塾は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

17ゴールのうち、特にゴール4「質の高い教育をみんなに」の趣旨に沿った活動に対し、慶應義塾教育充実資金を活用していきます。



# 寄付のお申込み方法

## 個人でのご寄付

### ◎ インターネットによるご寄付

クレジットカードまたはインターネットバンキング（ペイジー）による決済をご利用いただけます。



### ◎ 銀行・郵便局（ゆうちょ銀行）によるご寄付

義塾所定の払込用紙をご使用のうえ、金融機関の窓口からお振り込みください。  
お振込用紙がお手元ない場合は、基金室までご請求ください。

### ◎ 遺贈・相続財産によるご寄付 —皆さまの尊いご芳志を未来に生かす制度です—

#### ① 遺贈によるご寄付

遺言によって、ご自身が残される財産を特定の人や団体に贈ったり、寄付することを遺贈といいます。  
慶應義塾へご遺贈いただいた財産は相続税の非課税財産になります。

#### ② 相続財産によるご寄付

慶應義塾では、ご遺族様の尊いご芳志に応えるために、相続財産からのご寄付を承っております。  
相続された財産を相続税申告期限内（原則としてご逝去された日の翌日から10ヶ月以内）に慶應義塾に寄付し  
税務署へ申告することにより、そのご寄付は相続税の課税財産から除外され非課税となります。



## 法人でのご寄付

お申し込み手続きの詳細につきましては、別途ご案内をお送りいたします。お手数ですが、慶應義塾基金室までお問い合わせください。

# 寄付金控除のご案内

## 個人でのご寄付

慶應義塾へのご寄付は、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。\*

※1: 入学した年内の寄付金（入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの）につきましては「学校の入学に係る寄付金」とみなされ、寄付金控除の対象からは除外されます。但し、教育振興資金など一部の寄付については寄付金控除の対象となります。

慶應義塾へのご寄付は、所得税の「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択して受けられます。さらに、住民税においても、条例で慶應義塾を寄付金税額控除の対象法人として指定している地域にお住まいの方は、住民税の「税額控除」の対象になります。

### 寄付金控除の流れ（所得税の税額控除を選択した場合）



合計 **24,000円** の減税（最大約 **50%** の減税効果）

1

所得税の寄付金控除「税額控除」を選択

(50,000円 - 2,000円) × 40% = **19,200円**

+

2

個人住民税の寄付金税額控除<sup>※2</sup>

都道府県民税 + 市区町村民税 = **4,800円**

※2: 地方自治体条例により指定された場合に限りです。



ご自身の控除額など、詳しくは基金室Webサイトでご確認ください。  
確定申告書作成等の詳細については、国税庁HPやお住まいの地域の税務署で  
ご確認ください。 国税庁HP <https://www.nta.go.jp/>



## 法人でのご寄付

【受配者指定寄付金制度】 慶應義塾へのご寄付金は、全額を損金に算入することができます。

【特定公益増進法人に対する寄付金制度】 一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で損金に算入することができます。

【お問い合わせ先】

慶應義塾基金室 / TEL: 03-5427-1898 (平日10:00~15:00) EMAIL: kikin-box@adst.keio.ac.jp



適正管理された  
FSC® 森林認証紙を  
使用した製品